

# 道税の猶予制度の申請手続について



## 猶予の要件

### ■徴収の猶予（地方税法第15条）

#### 災害等による場合

次のいずれかに該当する事実があり、道税を一時に納付（納入）できないと認められる場合

- ① 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）が、その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤ その他①～④に類する事実があったこと

#### 課税遅延による場合

法定納期限（随時課税の場合は、課税できることとなった日）から1年を経過した日以後に納付（納入）すべき道税の額が確定した場合において、その道税を一時に納付（納入）できない理由があると認められること

### ■換価の猶予（地方税法第15条の6）

次の要件のすべてに該当し、道税を一時に納付（納入）できないと認められる場合

- ① 道税の納付（納入）について誠実な意思があること（※1）
- ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと
- ③ 事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（※2）

※1 「道税の納付（納入）について誠実な意思がある」とは、その道税を優先的に納付（納入）する意思を有していることと総合振興局長等が認めることができることをいいます。

※2 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお、徴収金を一時に納付（納入）することにより、事業を休止し又は廃止させるおそれがある場合などをいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、道税を一時に納付（納入）することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

## 申請の手続

### ■提出する書類

- ① 「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」  
猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 「担保提供書」及び担保の提供に関する関係書類（担保の提供が必要な場合）
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）  
震災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

災害等による書類の滅失、病気等による入院など添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

### ■申請の期限

- ① 徴収の猶予：災害等による場合は申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。  
課税遅延による場合は納期期限までに申請してください。
- ② 換価の猶予：猶予を受けようとする道税の納期期限から6月以内

## 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、総合振興局等から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、総合振興局等から送付される「徴収・換価猶予（期間延長）通知書」に記載された分割納付（納入）計画のとおり納付する必要があります。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ① 国債や総合振興局長等が確実と認める上場株式などの有価証券
- ② 土地、建物
- ③ 総合振興局長等が確実と認める保証人の保証

なお、次のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く道税を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受ける場合は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、既に猶予を受けている総合振興局等に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と併せて最長2年）。

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ① 「徴収・換価猶予（期間延長）申請書」に記載された分割納付計画のとおり納付（納入）がない場合
- ② 猶予を受けている道税以外に新たに納付すべきこととなった道税が滞納となった場合など

- 申請書などの書き方については、記載例をご覧ください。

詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。